

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

IV 社会保障

3 基礎年金導入による制度の再編成

年金の統合・一元化のスケジュール

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律は八三年五月二〇日、第九八通常国会で可決、成立したが、国家公務員および公共企業体職員にかかわる共済組合制度等の統合を図るための国家公務員共済組合法等一部改正案は継続審議になった。国家公務員共済組合法等一部改正案は、第九九臨時国会でも再び継続審議になり、十一月二八日、第一〇〇臨時国会の閉会日に可決、成立した。八三年四月一日に「公的年金制度に関する関係閣僚懇談会」が決定した「公的年金改革スケジュール」にしたがって共済年金の統合がすすめられてきたが、後にのべる国民年金法等の一部改正案は共済年金とも深いかわりがあるので、政府は八四年二月二四日、「公的年金制度の改革について」、つぎのような閣議決定をおこなった。

【公的年金制度の改革についての閣議決定】

(1)一九八四年において、国民年金、厚生年金保険および船員保険制度について、つぎの措置を講ずる。

(1)国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者およびその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度とするとともに、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付をおこなう制度とする。なお、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合する。

(2)これらの年金制度における給付と負担の長期的な均衡を確保するため将来の給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずるとともに、婦人の年金権の確立および障害年金の充実等の改革をすすめる。

(2)一九八五年度においては、共済年金について、前記の基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改正をおこなう。

(3)前記(1)および(2)の改革は、一九八六年度から実施する。

(4)一九八六年度以降においては、前記の措置をふまえ、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、一九九五年を目途に公的年金全体の一元化を完了させる。

したがって、共済年金については、八五年度中に、重ねて制度改定がおこなわれることになっており、すでにその準備作業はすすめられている。

年金制度改革案

八三年七月一五日、社会保険審議会は八四年の厚生年金保険法改正にむけて審議結果をまと

め、厚生大臣に意見書を提出した。ついで、七月二十七日には船員保険(年金)のあり方について意見書を提出した。これらを受けて八三年一月二十八日、政府は社会保険審議会および国民年金審議会にたいして、(1)国民年金法の改定、(2)これにともなう厚年年金保険法および船員保険法の改定について諮問をおこなった。八四年一月二十四日、社会保険審議会は右諮問について、基本的に了承する答申をおこなった。また、政府が社会保障制度審議会にこの年金改革案について諮問をおこなったのは一月二十五日、同審議会から大筋において理解するという答申を得たのは二月二三日であった。それぞれの答申にはいろいろ意見がのべられていたが、政府は諮問案どおりの法改正を三月二日、第一〇一特別国会に提出した。

政府が年金改革の目的にかかげているのは、(1)国民年金の適用を拡大し、基礎年金を支給する制度とするとともに、これにともなう関連規定の整備をおこない、また、年金制度の長期安定を確保するための給付の適正化等をおこない、あわせて船員保険の職務外年金部門の厚生年金への統合をおこなうこと、(2)障害者の所得保障の一環として、日常生活において常時特別の介護を要する二〇歳以上の在宅重度障害者に、特別障害者手当を支給すること、(3)昨今の社会経済情勢にかんがみ、一九八四年度において年金額等の改定をおこなうこと、の三点である。政府の年金改革案のポイントは、以下のとおりであった。

〔年金改革案の骨子〕

まず第一の柱は、基礎年金の導入による制度体系の再編成である。国民年金を共通の基礎年金を支給する制度とし、厚生年金は原則として、報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」の制度として位置づけ、いわゆる二階建ての年金制度に再編成することにしている。厚生年金の被保険者および被扶養配偶者は国民年金に強制加入することになり、従来あったサラリーマンの妻の国民年金への二重加入の制度は廃止になる。基礎年金の給付に要する費用は、社会保険方式でまかない、各制度に支出していた国庫負担は、基礎年金に集中することにしている。

政府が基礎年金構想がめざすものとしてあげているのは、(1)制度間格差の是正、(2)就業構造の変化による影響を断ち切ること、(3)重複給付・過剰給付の整理、(4)婦人の年金権の確立、(5)障害年金の改善、の五点である。

改革案の第二の柱は、今後発生する年金の給付水準を徐々に適正化し、現役勤労者の所得水準とのバランスがとれたものにするということだという。また、そうすることが、将来の負担についても相当程度軽減することになると説いている。これは一九八〇年時点の厚生年金の標準的な年金額(モデル年金額)は、三〇年加入で一三万六〇五〇円で、直近男子の平均標準報酬月額の一七万三〇〇円(八四年度価格)になるとみられるが、制度の成熟化にともない平均加入期間が四〇年程度にのびるようになれば、直近男子の平均標準報酬月額の八三%程度に上昇し、年金額も八四年度価格で一七万六二〇〇円にもなる。さらに将来、国民年金に加入している妻が四〇年加入でもらう年金額をあわせると、夫婦で手にする年金額は直近男子の平均標準報酬月額の二〇九%にも達すると推定される。これは明らかに過剰な給付であり、現役勤労者の所得水準とのバランスが大きく崩れる。したがって、年金改革案は、二一世紀にむけて、加入期間四〇年のモデル年金額の水準を、直近男子の平均標準報酬月額の六九%程度、八四年度価格にして一七万六二〇〇円程度に維持(ただし、物価スライドで年金額は変動するが)するよう設計したという。老齢基礎年金は四〇年加入で月額五万円(八四年度価格)にすれば、夫名義、妻名義の老齢基礎年金は合わせて一〇万円になるので、上乗せられる所得比例の年金である老齢厚生年金は四〇年加入で七万六

二〇〇円(八四年度価格)になる。そういうことになれば、老齡基礎年金の加入一年あたりの計算単価は一二五〇円に、また老齡厚生年金の支給乗率は現行の一〇〇〇分の一〇を、一〇〇〇分の七・五に切り下げることができるという。このように給付の適正化を図れば、当然、負担も軽減される。厚生年金の場合、現状で推移すれば、二〇一五年時点の保険料率は一〇〇〇分の三五九にもなる。一方、国民年金の保険料も現状で推移すれば、二〇一五年に近い時点になると、八四年度価格で一万九五〇〇円程度にまで引き上げざるをえないが、改革案が実現すれば、厚生年金の保険料率は一〇〇〇分の二八九、国民年金の保険料は一万三〇〇〇円程度に抑えることができる。この辺が負担の限界であろうという。公的年金が基盤とするところは、国民の社会連帯であり、あらゆる面で「公平性」が確保されなければ国民の信頼感が揺らぐ。「公平性」は「同一世代間での公平」とともに、「世代間の公平」の双方に留意する必要がある。改革案は給付の適正化、負担の適正化を図ることによって、「公平性」の二つの側面を配慮した、と説明している。

改革案の第三の柱は、基礎年金の導入によって、すべての女性に独自の年金権を保障するようにした。また、世帯として適正な水準を確保するように心がけたという。現行制度のしくみは、世帯単位と個人単位が混在しており、いろいろの矛盾を生み出している。国民年金に任意加入しなかった被用者の妻(専業主婦)は、障害にあつたり、離婚した場合には年金権の保障がなかった。また、厚生年金の妻の加給年金額は月額一万五〇〇〇円にすぎないので、単身世帯と夫婦世帯の年金額にあまり差がなかった。単身世帯の年金水準が結果的に過剰であるという問題点などがあつたが、加入者一人ひとりに自分の名義の基礎年金が支給されるようになったこと、単身世帯と夫婦世帯、共働き世帯の問題については、世帯の水準分化が図られ、整理がおこなわれたので、従来のような矛盾は解消したと説明している。

以上を主な内容とした年金改革案は、第一〇一特別国会で衆議院で審議が始まったが、八四年八月八日、会期切れで継続審議になった。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
